

補助限度額一覧表

区分	補助対象経費	補助限度額			多子 軽減
		第1子	第2子	第3子以降	
①	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯 (以下「生活保護世帯」という。)	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	年齢制限なし(生計を一にする者に限る) (昨年度と同様)
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 (以下「市町村民税非課税世帯」という。)	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯 (以下「所得割非課税世帯」という。)	(ひとり親世帯等 308,000円)	(ひとり親世帯等 308,000円)	(ひとり親世帯等 308,000円)	
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯 (以下「市町村民税課税A世帯」という。)	年額 187,200円 (ひとり親世帯等 272,000円)	年額 247,000円 (ひとり親世帯等 308,000円)	年額 308,000円 (ひとり親世帯等 308,000円)	
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯 (以下「市町村民税課税B世帯」という。)	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円	小学校三年生まで (昨年度と同様)
⑥	上記区分以外の世帯 (以下「その他の世帯」という。)	—	年額 154,000円	年額 308,000円	

※1 令和元年度の就園奨励費の補助限度額は、上記の表の年額に対し以下の計算を行い算出します。

・補助限度額×4月～9月までの保育料支払月数÷12(百円未満四捨五入)

※2 ※1の補助限度額と以下の計算による保護者負担額を比較し、補助限度額を超えない範囲で保護者負担額を補助します。

・入園料×4月～9月までの保育料支払月数÷12+保育料×4月～9月までの保育料支払月数(百円未満四捨五入)